

足立区（足立区医師会）

【お知らせ】

●特定健康診査について

◎ 実施期間 令和5年5月11日～令和6年3月31日

◎ 実施機関窓口へ持参するもの ・ 特定健康診査受診券

・ 被保険者証

◎ 住民の方以外の受診の可否 区民（住民登録がある）の方が対象です。

◎ 注意していただきたい事項（特記事項）

- ・ 受診されたい実施機関が決まりましたら、事前にお電話での確認をお勧めします。
- 1. 足立区に住民登録をしている方を対象とします。
※受診時に、足立区外に転出された方、社保等被扶養者の資格のない方は対象となりません。
- 2. 受診時に必ず「受診券」と「健康保険証」をご持参ください。
※「マイナンバーカード」の健康保険証利用の登録をされている場合でも、オンライン資格確認が導入されていない医療機関もありますので、必ず「健康保険証」をご持参ください。
- 3. 医療機関により予約制のところがあります。
また、「胸部X線検査」「心電図検査」は別医療機関紹介となるところがあります。受診前に電話等でご確認ください。
- 4. 「貧血検査」「心電図検査」「血清クレアチニン検査及びeGFR」は、受診者全員に「受診券」の「特定健診（詳細部分）」に係る自己負担額の規定にかかわらず、無料で実施します。
※「特定健診（基本部分）」のみ、健診実施機関の窓口で自己負担額をご請求いたします。
- 5. 足立区の上乗せ項目健診として、受診者全員に「胸部X線検査」「血清尿酸」「総コレステロール」「non-HDLコレステロール」「血清アルブミン」を無料で実施します。
- 6. 「眼底検査」は、今年度の健診結果で「血压」または「血糖」が実施基準に該当した方に、健診実施機関が結果説明日に「眼底検査紹介兼受診票」を発行し、「紹介日」を含め15日以内に指定の眼科医院で検査を受けていただきます。
「眼底検査紹介兼受診票」を持参した方全員に「受診券」の「特定健診（詳細部分）」に係る自己負担額の規定にかかわらず、無料で実施します。
※「紹介日」を含め15日を過ぎると「眼底検査紹介兼受診票」は使えなくなります。
※「紹介日」が令和6年3月17日以降の場合、眼底検査実施期限の令和6年3月31日までに検査を受けていただきます。

◎ 特定保健指導の利用の可否 特定保健指導は実施していません。